

災害救助に関する新庄市長と新庄市最上郡医師会会長との協定書

新庄市長 高橋榮一郎（以下「甲」という。）と新庄市最上郡医師会会長 須藤俊亮（以下「乙」という。）とは、非常災害時における救助の万全を期するため、次により協定を締結するものとする。

（救助の協力）

第1条 乙は、新庄市地域防災計画に基づいて甲が行う救助のうち、医療に関する救助の実施について、この協定の定めるところにより協力するものとする。

（救護班の編成）

第2条 乙は、非常災害に備え、会員を班長とする救護班を相当数編成するものとする。

（救護班の派遣）

第3条 乙は、甲から救護班の派遣要請があった場合は、直ちに派遣するものとする。

（医療施設の利用）

第4条 救助は、救護班によることを原則とするが、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して救助を行う必要のある場合等においては、乙は、会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らうものとする。

（救助の範囲）

第5条 乙が行う救助の範囲は、医療、助産及び死体の処理とし、その内容は、山形県災害救助法施行細則（以下「救助法施行細則」という。昭和35年山形県規則第4号）別表第1に定めるところによるものとする。

（医薬品及び衛生材料）

第6条 救助に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として、新庄市最上郡医師会会員の手持ちのものを使用するものとする。ただし、甲は、必要な場合は補給の措置を講ずるものとする。

（救護班の報告）

第7条 救護班の班長は、救助を行った場合においては必要な記録を行うとともに、乙及び甲に報告するものとする。なお、記録は、救助法施行細則第14条に定める様式により行うものとする。

（費用弁償）

第8条 甲は、この協定による救助に要した費用については、費用弁償を行うものとする。

なお、費用弁償に関して必要な事項は救助法施行細則の規定を準用するものとする。

（扶助金）

第9条 甲は、この協定による救助活動に従事した者が、このために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、扶助金を支給するものとする。なお、扶助金に関して必要な事項は災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定を準用するものとする。

（細目）

第10条 救助の実施に関し必要な細目は、別に定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の確実を期するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成14年 / 月 24 日

甲 新 庄 市 長 高 橋 榮 一 郎



乙 新庄市最上郡医師会会長 須藤俊亮

